

生徒指導規程

2023年（令和5年）

福山市立藤江小学校

第1章 総則

集団生活をするとき、お互いに協力し合い、高め合うためには、守らなければならない事がある。次にあげる事項を、本校児童として十分理解し、行動するためにこの規程を定める。

この規程は、小中の義務教育9年間、見通しを持った一貫性のある生徒指導を行うため、校区で連携するとともに、本校の教育目標（自分を大切に、他人を大切に、ふるさとを大切に
する子どもの育成）を達成するためのものである。このため、児童が自主的・自律的に充実した学校生活をおくるという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

1（登校・遅刻・欠席・早退・外出）

登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次の事を指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関することを定める。

始業時刻は、8時20分とする。

登校班の集合時刻を守って、班で登校する。

- (1) 欠席の場合は、7時30分から8時20分の間に、保護者が欠席の理由を学校に連絡する。また、登校班の班長には事前に伝える。
- (2) 遅刻の場合は、8時20分までに、保護者が遅刻の理由を学校に連絡する。また、遅刻して登校した場合は、職員室に報告してから教室に行く。
- (3) 早退等の場合は、必要に応じて、保護者が早退の理由、時刻、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）を予め学校に連絡する。児童だけでの下校は、安全管理上、行わない。
- (4) 原則、登校したら、下校時刻まで校外には出ない。

2（服装）

校内外の学習活動及び登下校（休業日）の際は、学校が定める制服を正しく着用する。服装についての規定は、制服に準ずるものとする。

- (1) 制服で登下校する。

上着…紺 半ズボン…紺 スカート…紺 ポロシャツ…白

ソックス…白・紺・黒 2cm以上のワンポイント・くるぶしの見える丈の短いものは認めない。

寒いときは上着を着て、なお寒い場合はベスト・セーターを着る。

下着は、ポロシャツから見えないものを着る。(ハイネック・色つきのものは着ない。)

(2) 靴…白の運動靴 上履き (体育館シューズ)

(3) 体操服…半袖 (白) 又は長袖 (白) の体操シャツ, ハーフパンツ (青),

赤白帽 (※体操服での登下校はしない。)

半袖の体操シャツの下に長袖の下着を着ない。寒い場合は長袖の体操シャツを着る。

(4) 給食着…給食着, 給食ぼうし, マスク

※各自で給食袋に上記のものを用意して持ってくる。

(5) その他

○名札 (学校指定のもの) を毎日つけて登下校する。

○赤白帽子をかぶって登下校する。

○ベスト・セーターは紺, 黒とする。

(制服の裾からはみ出さない。また袖は手首よりも短いものを使用する。)

○冬期 (11月～3月) の間は, 体調管理の必要に応じて次のものを着用してもよい。

手袋以外は, 校舎内や外遊びをするときはしない。

- ・マフラー
- ・長ズボン
- ・手袋
- ・ジャンパー
- ・ネックウォーマー
- ・耳当て

○儀式の時は, 制服を着用する。

○11月～3月の間も体育は必ず体操服に着替える。

*違反があった場合は, 指導を行う。

3 (頭髪)

頭髪については, 次の事を指導する。

(1) 学習活動や運動等の教育活動の妨げとならないよう, 肩にかかる髪は束ねる。

前髪は目にかからないようにする。(かかる場合はピンでとめる。)

(2) 清潔かつ自然な髪形や, 長さとする。

(3) 染色・脱色・パーマは禁止とする。

※改善が見られない場合, 現状の回復を図るため指導を行う。

4 (持ち物)

漫画, 雑誌, ゲーム類, シャープペン等学校の決まりに書かれていない文房具など, 学習に必要な物, 携帯電話の学校への持ち込みは禁止する。ランドセルにキーホルダーをつけない。お守りも1つとし, カバンの中に入れる。持ち物には, はっきり名前を書く。

*違反があった場合は, 児童本人に指導後, 保護者連絡をし, 指導を行う。

5 (校内の生活)

(1) 授業や学校生活全般

- ① 自分で考え正しいと思う行動をする。
- ② 挨拶、返事、言葉づかいを互いに尊重する丁寧なものにする。
- ③ 用事のない時は、ベランダや特別教室、他の教室に出入りしない。
- ④ 登校時、忘れ物を取りに帰らない。
- ⑤ 放課後忘れ物を取りに来た時は、先生に声をかけて入る。帰る時も必ず声をかける。

(2) タブレットの活用

- ① 学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、タブレットの活用については、タブレットと同時に配布した「藤江小学校『クロームブック活用のルール』」を必ず守る。
- ② 「藤江小学校『クロームブック活用のルール』」が守れない場合は、タブレットの使用を制限する。

(3) 保健室利用

- ① 体調がすぐれない場合は、速やかに担任もしくは身近にいる学校職員に連絡する。特別な処置や回復時間が必要な場合は、養護教諭の判断により、保健室を利用することができる。体調の回復が見込めない場合は、学校から保護者に連絡し、家庭看護又は医療機関受診を行う。
- ② 度重なる保健室の利用の場合、保護者に連絡し、医療機関への受診を勧める。
- ③ 虐待の疑われる場合は、学校より関係機関に通告し連携して支援する。
*虐待：身体的、性的、ネグレクト、心理的虐待を本人が申し出た場合、または疑われるわれる場合。また、保護者として監護を著しく怠る等、疑われる場合。

(4) 給食 衛生面に注意して給食当番等をする。

(5) 掃除

- ① 掃除は、学校の環境を整える学習活動の一つである。会話は最小限とし、時間いっぱい、隅々まで掃除をする。

(6) 教育相談

- ① 学校は、教育相談の窓口を設け、児童や保護者からの相談に対応する。
- ② 学校は、相談内容により、スクールカウンセラーや子ども家庭センター、ネウボラ推進課と連携する。

(7) その他

- ① 卒業生や部外者の学校内への無断立ち入りは禁止する。用事のある場合は、職員室に連絡する。学校の敷地に入り、指導したにも関わらず、校外に移動しない場合、関係機関と連携する。
- ② 学校内の施設設備、備品等を破損した場合や発見した時は、職員室に届け出る。場

合によっては、関係機関と連携する。

第3章 校外での生活に関すること

この章については、保護責任の観点から保護者の責任についても記載する。

本章の指導は、学校・家庭・関係機関が連携を取り指導する。繰り返し指導を受ける児童には、特別な指導を行う。

1 (地域での生活)

地域での生活については、次のことを指導する。

- (1) 児童だけで校区外へ遊びに行かない。
- (2) 自転車に乗車する場合は、必ずヘルメットを着用する。
- (3) 自分から進んで大きな声で挨拶をする。
- (4) お金を持って遊びに行かない。お金の貸し借り、おごり合いはしない。
- (5) おやつは家で食べ、学校に持ってこない。
- (6) 児童だけで買い物・映画館・ボーリング場・ゲームセンターなどに出入りしない。
- (7) 児童だけでの外泊や夜間徘徊は禁止する。
- (8) 危険な遊びをしない。(マッチ・ライター等をつかっの火遊び・エアガン・BB等)
- (9) 海・川・池で遊んだり、釣りをしたりする時は保護者といっしょにする。
- (10) 一輪車・ローラースケート・スケートボードなどは安全な場所です。道路では乗らない。
- (11) 遊びに行く時は、防犯ブザー又は笛を持ち、保護者に行き先を告げて行く。
- (12) 決められた時刻までに帰宅する。

5月～9月：午後6時 10月～4月：午後5時

- (13) 大人が不在の家やあき家などで遊ばない。

(14) 情報通信機器

配布されたタブレットの家庭での使用については、「藤江小学校『クロームブック活用のルール』」に則り、安全に扱う。タブレット以外の携帯電話等や情報通信機器(パソコン、ゲーム機等)の利用については、家庭でのルールづくり、夜間の保管場所、フィルタリング等、保護者の責任において実施する。

- (18) 保護者は、酒・たばこ類を児童に購入させない。
- (19) 保護者は、立ち入り禁止箇所や廃屋、川等危険が予想される場所に立ち入らせないようにする。
- (20) 保護者は道路交通法に違反させないようにする。

第4章 特別な指導に関すること

1 (特別な指導に関すること)

「社会で許されないことは、学校においても許されないこと。」であり、児童が起こした問題行動を反省させ、事後よりよい学校生活を送るために自己を振り返り、適切な行動ができるよう、特別な指導を行う。但し、発達段階や常習性を配慮し指導を行う。

2 (問題行動への特別な指導)

問題行動への特別な指導として、問題行動を起こした児童には、教育上、必要と認められる場合には、特別な指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ① 窃盗・万引き ② 喫煙・飲酒 ③ 暴力・威圧・強要行為
- ④ 公共建造物・備品等器物破損 ⑤ 交通違反 ⑥ 刃物等所持
- ⑦ その他の法令・法規に違反する行為

(2) 学校の規則等に違反する行為

(3) 他の児童の学習権を著しく乱す行為

3 (反省指導等)

特別な指導のうち、反省指導等は次の通りとする。

(1) 口頭による説諭指導 (短時間での指導)

(2) 授業観察による反省指導

(3) 別室による反省指導

(4) 教育相談 (スクールカウンセラー等) と反省指導と複合した指導

(5) 学校と保護者による協議

4 (特別な指導を実施するにあたって)

特別な指導の実施にあたっては次の事項について明確にする。

(1) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省 (振り返り)、再発防止のための具体的な約束や展望を持たせる。

(2) 特別な指導を行うに当たっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。

(3) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童・保護者・教職員で確認する。

(4) 法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、その他、児童で同じ行動を繰り返す場合は、関係機関に相談し、学校と関係機関及び保護者が連携して指導する。

(5) 反省期間については、形式的にならないようにし、目的を明確にし、短期間で行う。また、児童の発達の段階も考慮して効果的に行う。

第5章 規定に関すること

1 (規定の周知)

児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会やPTA総会、学級懇談会等で直接説明を行い、周知徹底する。また、ホームページに公開する。

第6章 その他

1 (規定の見直し)

生徒指導規程は、状況に応じて見直しを行う。

附則

- 2011年(平成23年) 12月に制定する。
- 2016年(平成28年) 4月に一部改正する。
- 2017年(平成29年) 4月に一部改正する。
- 2018年(平成30年) 1月に一部改正する。
- 2018年(平成30年) 9月に一部改正する。
- 2019年(令和元年) 1月に一部改正する。
- 2020年(令和2年) 3月に一部改正する。
- 2020年(令和2年) 11月に一部改正する。
- 2021年(令和3年) 3月に一部改正する。
- 2022年(令和4年) 3月に一部改正する。
- 2023年(令和5年) 3月に一部改正する。